

「指定（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛媛県指定 第 3873500304 号)

当事業所はご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要支援」及び「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ ◆目次◆ ◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 事故発生時の対応について
6. 苦情の受け付けについて（契約書第 2 4 条参照）

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 砥部寿会
- (2) 法人所在地 愛媛県伊予郡砥部町大南2267番地
- (3) 電話番号 089-962-7820
- (4) 代表者氏名 理事長 菅原 哲雄
- (5) 設立年月 平成 6年 3月16日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

- ・指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
- ・【平成12年 3月17日付け愛媛県3873500304号 指定】
（※当事業所は特別養護老人ホーム砥部オレンジ荘に併設されています。）

(2) 事業所の目的

指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能なかぎり自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称

- ・指定（介護予防）短期入所生活介護施設 砥部オレンジ荘

(4) 事業所の所在地

- ・愛媛県伊予郡砥部町大南2267番地

(5) 電話番号

- ・089-962-7820

(6) 事業所長（管理者）

- ・安岡 英哉

(7) 当事業所の運営方針

事業所は、運営規程第2条の規定によるサービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

(8) 開設年月日

- ・平成 7年 4月 1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から日曜日
受付時間	8時30分から17時30分

(10) 利用定員

- ・5名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室になります。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
1 人 部 屋	14	併設型
2 人 部 屋	3	併設型
4 人 部 屋	10	併設型
合 計	27	
食堂兼機能訓練室	2	併設型
静 養 室	1	併設型
浴 室	1	併設型
医務室兼看護職員室	1	併設型

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更は、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合に、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(12) 第三者評価の実施状況

- ①第三者評価の実施の有無：無
- ②実施した直近の年月日：-
- ③実施した評価機関の名称：-
- ④評価結果の開示状況：-

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	専 従	兼 務	基準上の必要数
1. 事業所長（管理者）		1	
2. 生活相談員		1	常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに1人以上。

3. 介護職員	1	3	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上。
4. 看護職員			
5. 管理栄養士		1	1名、但し、40人を超えない事業所は、置かないことができる。
6. 機能訓練指導員（非常勤）	(1)		1名以上

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月、水、金 13時から14時
2. 介護職員	※1
3. 看護職員	①8時30分～17時30分 ②9時00分～18時00分
4. 生活相談員	8時30分～17時30分

※1

① 17時00分～10時30分	② 7時00分～16時00分
③ 7時30分～16時30分	④ 8時00分～17時00分
⑤ 8時30分～17時30分	⑥ 9時00分～18時00分
⑦ 10時30分～19時30分	⑧ 12時00分～21時00分
⑨ 20時00分～8時00分	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の基準サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食 事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：8時00分～9時30分 昼食：12時00分～13時30分

夕食：18時00分～19時30分

②入 浴

- ・入浴又は清拭を**週2回**行います。
- ・寝たきりでもリフト付きシャワーキャリー専用浴槽を使用して入浴する ことができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じて異なります。）

※下記の料金表は介護保険負担割合証の負担割合が1割負担の場合となります。

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510円	要支援 2 5,610円	要介護 1 6,030円	要介護 2 6,720円	要介護 3 7,450円	要介護 4 8,150円	要介護 5 8,840円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
4. サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	6円	6円	6円	6円	6円	6円
5. 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	サービス利用にかかる自己負担額に各加算を加えたものに13.6%が上乗せされます。						

注1. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注2. 「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）」・・・当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。

注3. ご契約者を送迎した場合は、上記の表の自己負担額に、片道184円、往復368円が加算されます。

注4. 「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）13.6%」・・・サービス費と各加算を合計した額に上乗せされます。

注5. ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用は別途いただきます。
（（2）①参照）

注6. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

注7. 下記の加算が該当されるご契約者に算定されます。

※「認知症行動・心理症状緊急対応加算」（1日：200円）

医師が認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として加算する

※「若年性認知症利用者受入加算」（1日：120円）

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。個別の担当者が中心となって、利用者のニーズに応じたサービスを提供していること。利用者の要介護、要支援認定における主治医の意見書に、認知症という記載されていること。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の材料の提供（食費）

・ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

◎料金：1, 760円（1日あたり）

【朝：400円 昼：680円 夕：680円】

②滞在費（利用時の光熱水費）

・利用時にかかる光熱水費です。

◎料 金：1, 231円（個室1日あたり）

◎料 金： 915円（多床室1日あたり）

③理髪・美容

◎利用料金：2, 000円 / 1回

④施設外行事活動

・ご契約者の希望により施設外の行事活動に参加していただくことができます。

◎旅費、バス借上料、有料道路料金、入館料等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

◎1枚につき10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・別途料金表

・おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦通常の事業実施区域外への送迎

・通常の実施区域以外の地区（砥部町以外の市町村）にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用された場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

・50円/km（但し、片道10kmを超える場合）

⑧持ち込み電気

居室でのテレビや電気毛布等の日常生活用品の使用にてコンセントを使用する場合は1日あたり145円をご負担いただきます。

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額をご請求いたしますので、翌月までに以下の方法でお支払い下さい。

- ①指定口座への振込
- ②金融機関口座からの自動振替

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の金額をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無	料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の30%	

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- 契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応について

(1) 対応の手順

- ①事故が発生した場合には、看護師、介護職員の連携の下に救急処置を行う。
- ②事故が発生した場合には、直ちに上司に口頭報告するとともに市町に報告を行う。
- ③加害事故により、死亡または傷害が発生した場合、またはその疑いがある場合には、施設長は速やかに所轄警察に届け出を行う。
- ④被害者に対しては、誠心誠意の対応と治療を提供するとともに、被害者、家族等に事故の説明を行う。また、賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の責任において賠償を行う。
- ⑤事故の状況及び、事故に際して採った処置について、記録を行う。

6. 苦情の受け付けについて（契約書第 24 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

（責任者）

〔職名〕 施設長 安岡 英哉 〔TEL〕 089-962-7820

（担当者）

〔職名〕 主任 小笠原 理子 〔TEL〕 089-962-7820

（第3者委員）

〔氏名〕 日 野 守

〔氏名〕 宮 田 勝 敏

毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受け付けボックスを1階ロビーに設置しています。

（2）行政苦情受付機関

各市町介護保険担当課	各市役所、町役場
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 電話番号 089-968-8800（代表） 089-968-8700（介護保険課） 受付時間 10：00～16：00

（3）苦情解決の方法

①苦情の受付

- ・苦情の受付は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
なお、第3者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認・記録

- ・苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第3者委員（苦情申出人が第3者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告を行い、その内容を記録いたします。第3者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第3者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア 第3者委員による苦情内容の確認
 - イ 第3者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認、記録。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 指定（介護予防）短期入所生活介護 砥部オレンジ荘

説明者職名・氏名 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 (印)

保証人住所

氏 名 (印)

続 柄

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 【内、2階部分】
- (2) 建物の延べ床面積 4,389.14㎡ 【内、410.44㎡】
- (3) 事業所の周辺環境

事業所は、「砥部焼とみかんの町」砥部町の久保田区に位置している。近くには、天然記念物に指定されている「衝上断層公園」がある。

また、周囲をみかん畑に囲まれた風光明媚な山野に丘に立地しているにもかかわらず、伊予鉄道のバス停「大岩橋」より徒歩10分程度の位置にあり、交通の便に恵まれている。(松山市よりバスで約40分)

2. 職員の配置状況 …………… <配置職員の職種>

介護職員… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員(兼務)を配置しています。

看護職員… 併設特養の看護職員が、主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員… ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員(兼務)を配置しています。

嘱託医師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「(予防)居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合にはその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「(介護予防)短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

- ① 当事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に(介護予防)短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は(介護予防)短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ (介護予防)短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家

族等と協議して、(介護予防)短期入所生活介護計画を変更します。

- ④ (介護予防)短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「予防プラン」「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援、要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- (予防の場合)地域包括支援センターの紹介等必要な支援を行います。
- (介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い—契約書第8条参照)



(予防) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、(介護予防)短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- (介護予防)短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い—契約書第8条参照)

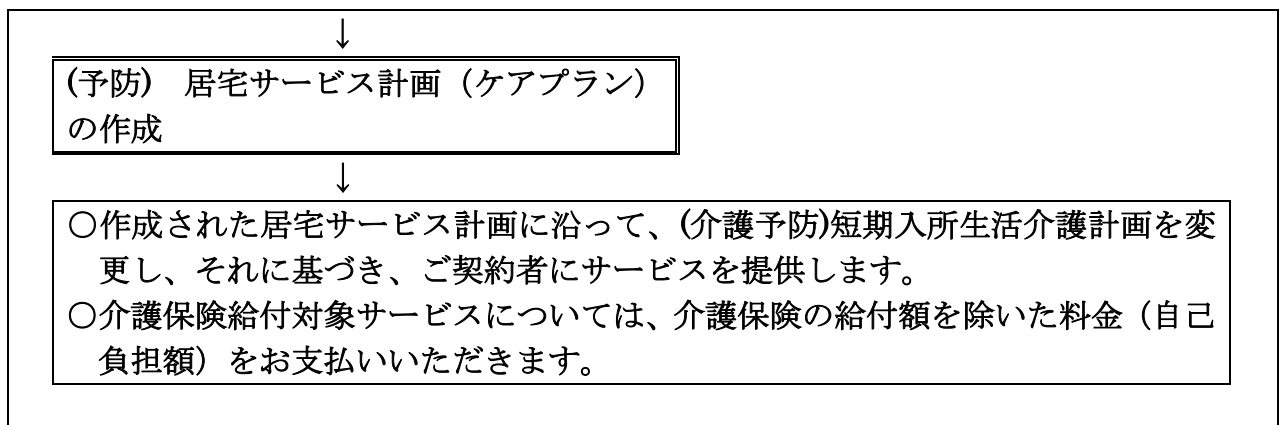


※要支援、要介護と認定された場合

※自立と認定された場合

- (予防) 居宅サービス計画(ケアプラン)を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスの提供をするにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

【ペット・火気類等】

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条、第 14 条）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所敷地内は所定の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 慈生会 松山城東病院	医療法人 西村外科・小児外科
所在地	松山市松末 2 丁目 19 番 36 号	伊予郡砥部町宮内 811 番地
診療科	内科、外科、脳神経外科 他	外科、内科、整形外科
医療機関の名称	医療法人 誠志会 砥部病院	
所在地	伊予郡砥部町麻生 40 番地 1 号	
診療科	内科・外科・脳神経外科他	

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	平田歯科医院
所在地	伊予郡砥部町千足1-22

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要支援、要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。） |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②事業所の運営規程の変更に同意できない場合③ご契約者が入院された場合 |
|---|

- ④ご契約者の「(予防)居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める(介護予防)短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対処をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 緊急時における対応

施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

9. 非常災害対策

- 1 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 当施設の立地条件等から想定される非常災害ごとに、当該災害が発生した場合における利用者の安全確保体制、避難方法等を定めた防災計画を策定するものとする。
- 3 策定した防災計画を当施設内の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 非常災害発生時に利用者及び従業者が当施設において当面の避難生活をする

ことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めるものとする。

10. ハラスメント防止対策

施設は、職員の安全確保と安心して働ける事業所環境の構築に必要な措置を講じます。

- 1 施設内で優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える行為を許容しません。
- 2 ハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口を決め全職員に周知します。
- 3 研修を通して、ハラスメントに対する理解を深めると共に、管理者による定期的な面談により、現場におけるハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- 4 ハラスメント行為が認められた場合、問題解決の措置として、懲戒処分その他、労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

11. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る多めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

12. 虐待防止に向けた体制等

施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 1 事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- 2 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う。
- 3 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

13. 身体的拘束等の禁止

- 1 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。またやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。